

一般社団法人エレクトロニクス実装学会
ミッションフェロー制度に関する規程

平成 25 年 12 月 10 日制定

令和 4 年 3 月 18 日改訂

(目的)

第 1 条

未来に通じる魅力ある技術を作り上げて行くため、若い世代にしっかりとしたビジョンを与え、若い世代が自らそのビジョンに沿って技術研究・開発を自らの手で行っていくようにする事が必要である。ビジョンを持った若手リーダを育成すると共に、彼らを中心とする若い力を発揮できる場を設ける、という趣旨から、「ミッションフェロー」という会員呼称を設け、活発な学会活動の推進展開を目指す。

(役割)

第 2 条

「ミッションフェロー」は、若手会員の啓発を行うと共に活性化を計るため、以下の各号のいずれか又は複数の活動を行う。

- (1) 将来の実装関連技術のあり方に関して、若手を中心とする研究会を組織し、ロードマップや将来像(ビジョン)を策定・推進する活動
- (2) 国際会議やインターネットなど学会内外の各種メディアを活用して、IMAPS、IEEE等の学会ならびにアジア諸国との連携を深め、JIEPの国際的な地位向上を目指した活動を企画、推進する活動
- (3) 大会事業、展示会事業あるいは実装フォーラムなど学会事業の中における、若手会員向けの企画・運営
- (4) 融合技術分野、周辺技術分野などの発展を念頭に、エレクトロニクス実装学会の組織のあり方など、今後の学会のあり方の検討
- (5) その他、第 1 条の目的達成に必要な活動

(推薦と選任)

第 3 条

正会員、賛助会員、技術委員会・研究会、支部から所定の推薦書をもって推薦された正会員の候補者の中から、理事会で選任する。

- 2 正会員本人を自ら推薦することも、これを妨げない。
- 3 任命は、春季講演大会、マイクロエレクトロニクスシンポジウムにおいて行う。

(任期)

第 4 条

原則 2 年間とし、再任を妨げないが、在任期間中に 50 歳に到達したミッションフェローの任期は最長 6 年間とする。

(ミッションエグゼクティブフェロー)

第 5 条

ミッションフェローの活動を補助し、指導する役割を担う「ミッションエグゼクティブフェロ

一」という呼称を設ける。

2 ミッションエグゼクティブフェローは、理事会で指名する。

3 ミッションエグゼクティブフェローは、ミッションフェローの活動を補助し、指導し、その結果を適時、理事会に報告しなければならない。

4 ミッションエグゼクティブフェローの任期は、原則2年とし、再任を妨げない。

(会員資格・処遇)

第6条

ミッションフェローは、選任時に満50歳未満の正会員に与えられる称号とし、会員資格は正会員のままとする。特典、優遇措置はこれを設けない。

2 ミッションエグゼクティブフェローには、年齢条件を設けない。

3 ミッションフェロー、及びミッションエグゼクティブフェローへの報酬は、原則として、これを支給しない。

(改 廃)

第7条

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和4年3月18日より施行する。